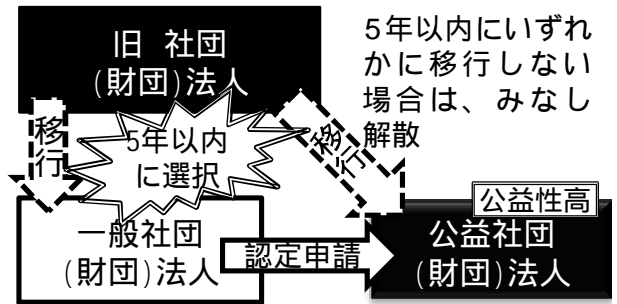


個人の寄付税制が変わります

2008年12月1日から個人が寄付をした場合の税制上の特例が変わります。これは、新しい公益法人制度が12月1日からスタートすることに伴うものです。寄付により、所得税の寄付金控除を受けたいなど、税制上の特例の適用を受けたい場合には、注意が必要です。
(長掛栄一)

寄付に伴う税制上の優遇措置



税務上の特例制度	概要
寄付金控除 (所得税法78条)	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合に受けることができる所得控除です。 寄付金控除の金額は、特定寄付金 - 5,000円 (ただし、その年の総所得金額等の40%相当額を限度)
公益法人等に寄付をした場合の譲渡所得の非課税 (措置法40条)	法人に土地、建物などの資産を法人に寄付した場合には、寄付財産を時価で譲渡したものとみなされ、これらの資産の取得時から寄付時点までの値上がり益に対して所得税が課税されます。 ただし、これらの資産を公益法人等に寄付した場合で一定の要件を満たす場合には、この値上がり益を非課税とされる特例です。
相続で取得した財産を公益法人等に寄付した場合の相続税の非課税 (措置法70条)	相続や遺贈によってもらった財産を相続税の申告期限までに、国や地方公共団体又は特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人などに寄附した場合には、その寄附をした財産は相続税の対象としない特例です。

寄付税制の変更点

	~ 2008.11.30	2008.12.1 ~ 2013.11.30	2013.12.1 ~
上記税務上の特例対象となる公益法人等の範囲 (一部例外あり)	<p>特定公益増進法人</p> <p>社団法人・財団法人 (民法34条法人)</p> <p>独立行政法人、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人など</p> <p>認定特定非営利法人</p> <p>国、地方公共団体</p>	<p>新設 公益社団(財団)法人</p> <p>特定公益増進法人</p> <p>特例民法法人 (旧民法34条法人)</p> <p>独立行政法人、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人など</p> <p>認定特定非営利法人</p> <p>国、地方公共団体</p>	<p>公益社団(財団)法人</p> <p>特定公益増進法人</p> <p>独立行政法人、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人など</p> <p>認定特定非営利法人</p> <p>国、地方公共団体</p>
寄付を受けた公益法人等が寄付財産を公益目的事業の用に供した後に「承認」の取り消しがあった場合の課税の取り扱い	寄付をした個人に対し、寄付時点の値上がり益を課税	寄付を受けた公益法人等を個人とみなして所得税を課税	